第2章

令和3年度高齢社会対策の実施の状況

■ 第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

1 高齢社会対策基本法

我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」(平成7年法律第129号)に基づいている。同法は、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的とし、高齢社会対策の基本理念として、公正で活力ある、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される、豊かな社会の構築を掲げている。また、国及び地方公共団体は、それぞれ基本理念にのっとって高齢社会対策を策定し、実施する責務があるとするとともに、国民の努力についても規定している。

さらに、就業及び所得、健康及び福祉、学習 及び社会参加、生活環境等について国が講ずべ き施策を規定している。

あわせて、政府が基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、政府が国会に高齢社会対策に関する年次報告書を提出すること、内閣府に特別の機関として「高齢社会対策会議」を設置することを定めている。

2 高齢社会対策会議

高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には関係閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実

施の推進が行われている。

3 高齢社会対策大綱

(1) 高齢社会対策大綱の策定

「高齢社会対策大綱」(以下「大綱」という。) は、「高齢社会対策基本法」によって政府に作 成が義務付けられているものであり、政府が推 進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的か つ総合的な指針となるものである。

平成8年7月に最初の大綱が策定されて以降、 経済社会情勢の変化を踏まえた見直しが行われ ており、平成13年12月に2度目、平成24年9 月に3度目、平成30年2月に4度目の大綱が閣 議決定された。

(2) 基本的考え方

平成30年2月に閣議決定された大綱では、「高齢者の体力的年齢は若くなっている。また、就業・地域活動など何らかの形で社会との関わりを持つことについての意欲も高い」、「65歳以上を一律に『高齢者』と見る一般的な傾向は、現状に照らせばもはや、現実的なものではなくなりつつある」と示し、「意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えること」とともに、全ての人が安心して高齢期を迎えられるような社会を作る観点から「十全な支援やセーフティネットの整備を図る必要がある」としている。また、人口の高齢化に伴って生ずる様々な社会的課題に対応することは、高齢層の